

「信金 de サポート」・教育ローン

(長崎県保険医協会 会員専用商品)

令和2年4月1日現在

商 品 名	信金 de サポート・教育ローン
ご利用いただける方	当金庫が適当と判断し、当金庫の営業区域内に居住する方または勤労に従事する方で次の条件を満たされる方 (1)長崎県保険医協会の会員の方
お 使 い み ち	(1) 受験、入学、就学にかかる一切の費用 (2) 教育ローンの借換資金
ご 融 資 金 額	原則50,000千円以内
ご 利 用 期 間	原則16年以内(うち据置6年以内)
ご 融 資 利 率	契約時の当金庫所定の利率となります。
ご 返 済 方 法	契約時に指定した返済用口座より毎月元金均等返済または毎月元利均等返済
保 証 人 ・ 担 保	(1)原則として配偶者もしくは法定相続人の方を連帯保証人とさせていただきます。 (2)原則として2,000万円以内は無担保で検討させていただきます。 それ以外の場合は個別に担保について協議させていただきます。
必 要 書 類	(1) 本人確認書類 (2) 年収確認書類 (3) 資金使途確認資料(借換が含まれる場合は返済予定表等) (4) 医師免許、歯科医師免許証の写し (5) その他審査に必要な書類
手 数 料 ・ 保 証 料	当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時～17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
そ の 他	(1)お申し込みの際は事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 (2)ご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫の本支店までお問合せください。